

## 理由

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、関税定率法施行令及び関税暫定措置法施行令等の規定を整備するほか、関税割当制度の適用物品に係る関税割当数量の改定等の措置を講ずる必要があるからである。